

令和7年度 第1回
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会
資 料

日 時 **令和7年5月22日(木) 午後4時**

場 所 **木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2**

目 次

事務局説明

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 設置に関する規程	1
---------------------------------	---

国民健康保険の概要	4
-----------	---

報告事項 1

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について	1 2
----------------------------------	-----

定点調査資料	2 7
--------	-----

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 設置に関する規程 抜粋

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第2条 略

2 略

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第4条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第3条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

木更津市国民健康保険条例（抜粋）

（この市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 この市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

木更津市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

（委員の委嘱等）

第2条 条例第2条に規定するこの市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長が任命又は委嘱する。

（補欠委員の委嘱等）

第3条 市長は、協議会の委員が、次の各号のいずれかに該当するにいたつた場合は、速やかに補欠委員を任命し又は委嘱する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 辞任したとき。
- (3) 禁こ又は懲役に処せられたとき。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（招集）

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員の3分の1以上から協議会招集の請求があつたときは、会長は7日以内にこれを招集しなければならない。

3 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

（協議会の議長）

第6条 協議会の議長は、会長とする。

（審議事項の通知）

第7条 市長は、協議会の審議事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（定足数）

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（議決の方法）

第9条 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の要求)

第10条 協議会は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。

2 市長は、前項の規定による要求があつた場合は、これに応じなければならない。

(除斥)

第11条 委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(市長への報告)

第12条 会長は、協議会の審議した事項について、その都度市長に報告しなければならない。

(会議録)

第13条 会長は、協議会開催の都度、会議録を作成し、署名しなければならない。

2 前項に定める会議録には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 招集年月日
- (2) 開会閉会等に関する事項
- (3) 出席及び欠席委員の氏名
- (4) 議題及びその審議の概要
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が重要と認める事項

(市長等の出席及び意見)

第14条 市長及び関係職員は、会議に出席し又は意見を述べるができる。

(委員の辞任)

第15条 委員が辞任しようとするときは、その事由を具して市長に届け出なければならない。

(委員の名簿)

第16条 市長は、協議会委員名簿(別記第1号様式)を備え付けなければならない。

(会議の運営)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

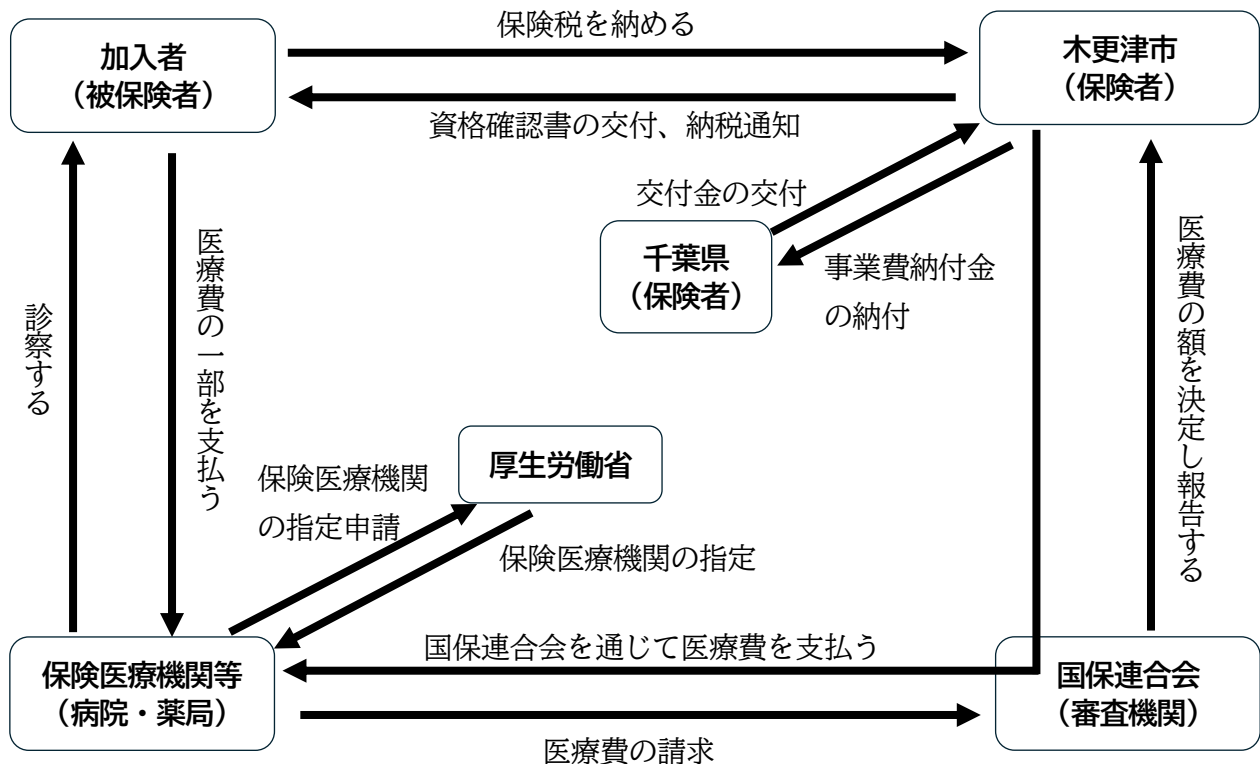
国民健康保険の概要

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して医療機関等に受診できるように、加入者（被保険者）が保険税を出し合い、医療費に充てる相互扶助の制度です。

我が国の医療保険制度においては、いずれかの医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、組合健保、共済組合など）に必ず加入しなくてはなりません（国民皆保険制度）。

木更津市にお住まいの74歳以下の住民で、社会保険等に参加している方、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入する義務があります。

1. 国民健康保険制度のしくみ



2. 国民健康保険に加入する人

- ・ 自営業の人
- ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 退職して職場の健康保険をやめた人
- ・ パートやアルバイトなどをしている、職場の健康保険に加入していない人
- ・ 3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人

3. 国民健康保険に加入するとき、やめるとき

国民健康保険に加入したり、やめたりするときは14日以内に届け出が必要です。

加入(適用開始日)	やめる(適用終了日)
他の市町村から転入したとき(転入日)	他の市町村に転出したとき(転出日)
他の健康保険をやめたとき(資格喪失日)	他の健康保険に加入したとき(加入日の翌日)
子どもが生まれたとき(出生日)	死亡したとき(死亡日の翌日)

4. 国民健康保険税の決まり方

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の所得や人数などに応じて世帯単位において、課税の目的ごとに算定した医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の金額を合算したものです。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	世帯の所得に応じて計算 (課税所得金額※1の8.1%)	世帯の所得に応じて計算 (課税所得金額の2.13%)	40歳～64歳の所得に応じて計算 (課税所得金額の1.44%)
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 (1人あたり20,000円)	世帯の加入者数に応じて計算 (1人あたり12,000円)	40歳～64歳の加入者数に応じて計算 (1人あたり14,000円)
平等割	1世帯に24,000円		
課税 限度額	66万円	26万円	17万円

(※1)課税所得金額…被保険者の前年の総所得金額等から基礎控除(※2)を差し引いた額

(※2)基礎控除 …43万円(前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合)

5. 国民健康保険税の納め方

国民健康保険税の納め方は、年齢によって異なります。

① 40歳未満の方の保険税

国民健康保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分

※年度の途中で40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の方はその前月)から介護保険分が課税されます。

② 40歳以上65歳未満の方の保険税

国民健康保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分

※年度の途中で65歳になるとき

65歳になる月(誕生日が1日の方はその前々月)までの介護保険分が課税されます。

③ 65 歳以上 75 歳未満の方の保険税

国民健康保険税 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分

※介護保険料は国民健康保険税と別に納めます。

介護保険料 = 介護保険分

④ 75 歳以上の方

国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行します。

国民健康保険税 → 後期高齢者医療保険料

6. 納税義務者は「世帯主」

国民健康保険税は、被保険者個々にではなく世帯単位で課税され、世帯主が納めます。

世帯主が、国民健康保険の加入者でなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。

納付方法は、年金からの天引きする特別徴収とそれ以外の普通徴収があります。

年金からの天引き（特別徴収）

以下の条件を満たす場合は、世帯主の年金から天引きします。

- ・世帯内の加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の場合
- ・対象となる年金が年額 18 万円以上の方の場合
- ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金の 2 分の 1 を超えていない場合

年金からの天引き以外（普通徴収）

納付書や口座振替による納付

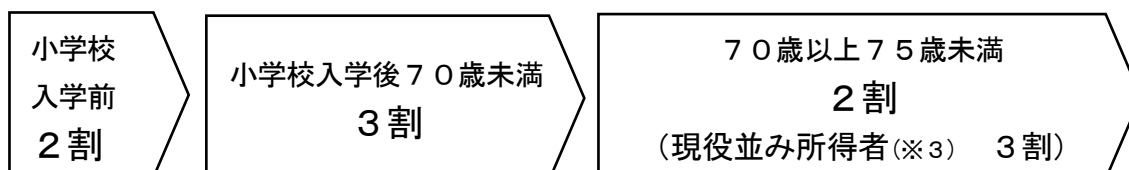
7. 国民健康保険で受けられる給付

① 療養の給付

病気やけがで医療機関に受診するときにマイナ保険証や資格確認書を提示すれば、一部の負担で医療を受けることができます。

医療費の自己負担割合

年齢や所得により異なります。



(※3) 現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者がいる人

入院したときの食事代

診療や薬にかかる費用とは別に下記の標準負担額を自己負担し、残りは国民健康保険が負担します。

所得区分		食事代(1食あたり)
一般(下記以外の人)		510 円
住民税非課税世帯	過去 12 か月間の入院が 90 日以下	240 円
低所得者Ⅱ(※4)	過去 12 か月間の入院が 91 日以上	190 円
低所得者Ⅰ(※5)		110 円

(※4)低所得者Ⅱ…世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税の人で低所得者Ⅰ以外の人

(※5)低所得者Ⅰ…世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費や控除を差し引いたときに0円となる人

療養病床に入院したときの食事代・居住費

65 歳以上の療養病床に入院したときは、食事代と居住費として定められた標準負担額を自己負担します。

所得区分	食事代(1食あたり)	居住費
一般(下記以外の人)	510 円 または 470 円	370 円
住民税非課税世帯	240 円	
低所得者Ⅱ		
低所得者Ⅰ	140 円	

②療養費の支給

次のような場合はいったん全額を支払った後に国民健康保険の窓口申請し、審査で決定すれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

- ・急病で、やむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたとき
- ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき
- ・マッサージやはり・きゅうなどの施術を受けたとき
- ・ねんざなどで国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ・海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき

③その他の給付

出産育児一時金

加入者が出産したときに 50 万円を支給します。原則として、国民健康保険から医療機関に直接支払われます。

葬祭費

加入者がお亡くなりになったとき、申請により葬儀を行った人に 5 万円を支給します。

移送費

医師の指示により、緊急かつやむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったときは、申請して認められた場合に支給します。

訪問看護療養費

在宅で医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき費用の一部を利用料として支払うだけで、残りは国民健康保険が負担します。

④交通事故にあったとき

交通事故などの第三者からの行為でけがをした場合は、治療費は加害者が自賠責保険等により支払うものですが、一時的に国民健康保険が立替払いし後で国民健康保険が加害者に請求します。

⑤給付が受けられないとき

病気とみなされないものは、保険給付ができません。

（例）健康診断・人間ドック、正常な妊娠・出産、歯列矯正、予防注射、美容整形等

8. 医療費が高額になったとき

1 か月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は年齢や所得区分によって異なります。

① 70 歳未満

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたとき、超えた分が支給されます。12 か月間で同じ世帯で高額療養費の支給が4 回以上あった場合は、4 回目以降の自己負担額を超えた分が支給されます。

同じ世帯内で1 か月に各医療機関に21,000 円以上の支払いが複数ある場合は、合計額が自己負担限度額を超えたときに超えた分が支給されます。

所得 区分	所 得(※6)	限度額(3 回目まで)	限度額 (4 回目以降)
ア	901 万円超	252,600 円 医療費の総額が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算	140,100 円
イ	600 万円超 901 万円以下	167,400 円 医療費の総額が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算	93,000 円
ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100 円 医療費の総額が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

(※6) 所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 43 万円

②70歳以上74歳未満

外来（個人単位）の限度額を適用後に、外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用します。

所 得		外来＋入院(世帯単位)		限度額 (4回目以降)
		外来(個人単位)		
現 役 並 み 所 得 者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252, 600 円 医療費の総額が 842, 000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算		140, 100 円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167, 400 円 医療費の総額が 558, 000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算		93, 000 円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80, 100 円 医療費の総額が 267, 000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算		44, 400 円
一 般		18, 000 円 (年間上限 144, 000 円)	57, 600 円	44, 400 円
低所得者Ⅱ		8, 000 円	24, 600 円	
低所得者Ⅰ		8, 000 円	15, 000 円	

③自己負担額の対象

- ・ 暦月ごとの計算（月の 1 日から末日まで）
- ・ 医療機関ごとの計算
- ・ 同じ医療機関でも医科と歯科、入院と外来は別計算（診療報酬明細書ごとの計算）
- ・ 自己負担額 21, 000 円以上のものが世帯内で複数ある場合は、合算して計算
- ・ 差額ベッド代、食事代、保険適用でない医療行為は対象外

④高額療養費の該当が4回以上あるとき

1 つの世帯で高額療養費の該当が過去 12 か月間に 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額を超えた分が申請により払い戻されます。

⑤窓口負担が高額になるとき（限度額認定証の手続き）

自己負担限度額を超えたときは、申請によりあとから支給されますが、医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すれば、個人単位で一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

9. 特定健診・特定保健事業

高血圧症、脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病の早期発見と早期改善のために、特定健康診査と特定保健指導が年に一度無料で受けられます。

①特定健康診査の対象者

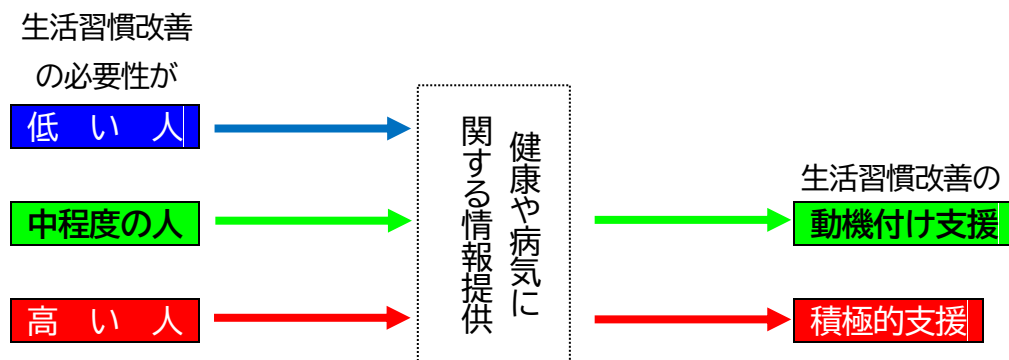
40歳から75歳の誕生日の前日までの人

②特定健康診査の内容

身体計測、血圧、血糖、脂質、肝機能、腎機能検査等

③特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームによる生活習慣病発症リスクが高い人に保健指導を行います。



報告事項 1

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について

1. 委員会審査日 令和 7 年 3 月 7 日（教育民生常任委員会）

2. 審 査 結 果 原案可決

3. 議 決 日 令和 7 年 3 月 2 1 日（本会議最終日）

4. 議 決 結 果 原案可決

5. 条例改正の内容

別添のとおり

6. 委員会の主な質疑応答

No.	質 問	回 答
1	資料 1 6 ページにただし書として、「納期限または特別徴収対象年金の支払いに係る月の 3 月前の末日までに申請書を提出できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない」とありますが、このやむを得ない理由とは、刑事施設等に収監されている間、本人は減免申請ができないので、出所後に収監されていた間の減免申請ができるように規定を加えたのか。	刑事施設等に収監されている被保険者は、減免申請の手続ができないため、出所後に遡及して減免申請ができるように、ただし書を設けた。
2	刑事施設等に収監されている以外に、やむを得ない理由はどのようなことを想定しているのか。	一例として、大規模災害が発生したときに、り災証明の交付に時間を要してしまった場合なども、やむを得ない理由とする。

No.	質 問	回 答
3	刑事施設等を退所するまで減免措置をしないということは、国民健康保険加入者が収監された場合は、滞納繰越を繰り返しているのか。それとも、木更津市に刑事施設がないので、施設所在市町村に住所変更して、その市町村に減免手続きをするということになるのか。	収監されている加入者は、刑事施設等の所在地に住所を移すことはないため、木更津市で国民健康保険税が課税される。収監期間は保険税が発生しないよう対応していたが、それ以外の期間は保険税が課税されるため、納付相談を促している。
4	木更津市は医療分の所得割率を 8.1%にした理由を伺う。例えば、君津市の所得割率は令和 7 年度が 7.4%で、木更津市よりも所得割が低くなっている。なぜ木更津市は、この 8.1%という所得割率を決めたのか。	税率は、千葉県が定めている市町村標準保険税率を基に決めている。標準保険税率は、納付金を支払うために必要な税率を、都道府県が算定したもので、令和 7 年度に千葉県が示した医療分の標準保険税率は 8.1%であった。 今後、社会保険の適用拡大が見込まれており、適用が拡大されたときは医療分の所得割率は年々減っていくものと見込んでいるが、高齢者の就労拡大や社会保険の適用拡大により前期高齢者交付金が減額されるため、未だ不透明なところがある。

No.	質 問	回 答
5	所得割率が高い低いによるメリットとデメリットはどのようなものがあるか。	市町村毎に特別会計を組んでいるため、市町村が必要とした所得割率を定めており、医療分のほかに後期高齢者支援金分と介護分が含まれている。 本市の場合、医療分の税率が高く、後期高齢者支援金分と介護分が低い税率となっていることから、標準保険税率に近づけていくため、後期高齢者支援金分と介護分を引き上げた。
6	物価が高騰しているなかで、税率を現状維持する考えはなかったのか。	国民健康保険財政調整基金が約4億円あり、これを全額取り崩すことで税率の引き上げには至らなくなるが、一時的に基金を取り崩しても、その反動で大きく税率を引き上げることになる。そのため、本市は、昨年3月に国民健康保険税改定計画を策定し、基金を活用しながら、税率を少しずつ引き上げていく方針を取ったので、税率を引き上げた。

議案第 27 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和 50 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「18,000 円」を「20,000 円」に改める。

第 7 条第 1 号中「22,000 円」を「24,000 円」に改め、同条第 2 号中「11,000 円」を「12,000 円」に改め、同条第 3 号中「16,500 円」を「18,000 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 1.99」を「100 分の 2.13」に改める。

第 9 条中「11,000 円」を「12,000 円」に改める。

第 10 条中「100 分の 1.29」を「100 分の 1.44」に改める。

第 11 条中「12,000 円」を「14,000 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「12,600 円」を「14,000 円」に改め、同号イ（ア）中「15,400 円」を「16,800 円」に改め、同号イ（イ）中「7,700 円」を「8,400 円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550 円」を「12,600 円」に改め、同号ウ中「7,700 円」を「8,400 円」に改め、同号エ中「8,400 円」を「9,800 円」に改め、同項第 2 号ア中「9,000 円」を「10,000 円」に改め、同号イ（ア）中「11,000 円」を「12,000 円」に改め、同号イ（イ）中「5,500 円」を「6,000 円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250 円」を「9,000 円」に改め、同号ウ中「5,500 円」を「6,000 円」に改め、同号エ中「6,000 円」を「7,000 円」に改め、同項第 3 号ア中「3,600 円」を「4,000 円」に改め、同号イ（ア）中「4,400 円」を「4,800 円」に改め、同号イ（イ）中「2,200 円」を「2,400 円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300 円」を「3,600 円」に改め、同号ウ中「2,200 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「2,400 円」を「2,800 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「2,70

0円」を「3,000円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「8,000円」に改め、同号エ中「9,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,750円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,500円」を「6,000円」に改める。

第26条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（第26条の改正規定を除く。）による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税額の変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第27号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>24,000円</u> (2) 特定世帯 <u>12,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>18,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>22,000円</u> (2) 特定世帯 <u>11,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.99</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.44を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,00

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.29を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,60

0円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

0円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

(イ) 特定世帯 5,500円

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

（イ） 特定世帯 2,400円

（ウ） 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

（イ） 特定世帯 2,200円

（ウ） 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,800円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> 3 略 (国民健康保険税の減免) 第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者</u> <u>(5) 略</u> 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3・4 略	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500円</u> 3 略 (国民健康保険税の減免) 第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3・4 略
--	--

令和7年3月市議会定例会 教育民生常任委員会 補足資料

(議案第27号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

1. 条例改正の内容

(1) 保険税率等の改定によるもの

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	所得金額の8.1% (変更なし)	所得金額の2.13% (R6年度から0.14%増)	所得金額の1.44% (R6年度から0.15%増)
均等割額	1人あたり 20,000円 (R6年度から2,000円増)	1人あたり 12,000円 (R6年度から1,000円増)	1人あたり 14,000円 (R6年度から2,000円増)
平等割額	1世帯あたり 24,000円 (R6年度から2,000円増)	—	—
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

① 保険税率を改定する理由

国は、都道府県内において被保険者の所得と世帯構成が同じならば、保険税額が同一になるという「保険税水準の完全統一化」を遅くとも令和17年度までの移行を目標としており、千葉県においても「第2期千葉県国民健康保険運営方針(期間：令和6年度～11年度)」の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとしました。

そこで、本市では、将来、県内統一保険税率になることを見据えて、段階的に税率等を引き上げていくこととし、令和11年度に千葉県が定める市町村標準保険税率と一致させるため、令和6年3月に「木更津市国民健康保険税率改定計画(計画期間：令和6年度～11年度)」を策定し、令和6年度から市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくよう税率を改定しています。

保険税率改定計画（木更津市国民健康保険税改定計画（令和7年2月改訂） 抜粋）

ケース1：夫70歳（公的年金収入250万円）・妻68歳（公的年金収入80万円）

ケース2：夫40歳（事業所得300万円）・妻40歳（収入なし）・子2人（就学児）

年 度 区 分		R 5 税率	現行 税率	R 7 標準税率	R 7 税率	R 8 税率	R 9 税率	R10 税率	R11 税率
医療分	所得割率(%)	8.01	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10
	均等割額(円)	20,000	18,000	19,891	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	平等割額(円)	24,000	22,000	23,915	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
支援金分	所得割率(%)	1.80	1.99	2.66	2.13	2.27	2.40	2.53	2.66
	均等割額(円)	10,000	11,000	15,249	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000
介護分	所得割率(%)	1.10	1.29	2.00	1.44	1.58	1.72	1.86	2.00
	均等割額(円)	10,000	12,000	17,696	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000
税 額	ケース1	162,200	161,800	179,700	169,500	172,500	175,300	178,200	179,500
	ケース2	444,200	454,300	527,600	479,800	493,000	505,900	518,900	527,800

令和7年度の税率は、計画の最終年度である令和11年度まで5年間あるため、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ5分の1ずつ近づけるよう税率を改定します。

なお、令和8年度以降の改定については、市町村標準保険税率が毎年改定されるため、その改定を加味したうえで残りの年度で割って税率を決定します。

② 税率改定による影響

【令和7年度現年分の調定額及び収納額の見込】

区 分	調定見込額	収納見込額
現 行	23億2,061万円	21億8,390万円
改 定 案	24億2,800万円	22億8,450万円
差 額	1億739万円 増額	1億60万円 増額

収納率：医療分…94.4%、支援金分…94.0%、介護分…91.0%

【1世帯あたり、1人あたりの調定見込額】

区 分	1世帯あたり調定見込額	1人あたり調定見込額
現 行	167,753円	116,240円
改 定 案	176,571円	122,693円
差 額	8,818円 増額	6,453円 増額

世 帯 数：14,943世帯（うち、介護保険第2号被保険者がいる世帯数：6,470世帯）

被保険者数：22,408人 （うち、介護保険第2号被保険者数：7,472人）

世帯数及び被保険者数：千葉県推計値

（2）刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するもの

少年院や刑事施設に収監されている被保険者は、公費で医療が行われるため国民健康保険法第59条により保険給付が制限されていることから、この被保険者に対して保険税減免の措置を講じるため条文を整備するものです。

2. 施行期日等

保険税率等の改定に関する事項・・・令和7年4月1日

保険税減免に関する事項・・・公布の日

また、保険税減免に関する事項の改正規定を除いた改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税から適用します。

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる改正項目一覧表

1. 保険税率等の改定によるもの

条 文	税区分	算定区分	法定軽減	改定前	改定後	備 考
第4条第1項	基礎課税額	所得割率		8.10%	8.10%	
第6条	基礎課税額	均等割額		18,000	20,000	
第7条第1号	基礎課税額	平等割額		22,000	24,000	
第7条第2号	基礎課税額	平等割額（特定世帯）		11,000	12,000	
第7条第3号	基礎課税額	平等割額（特定継続世帯）		16,500	18,000	
第8条	後期高齢者支援金等課税額	所得割率		1.99%	2.13%	
第9条	後期高齢者支援金等課税額	均等割額		11,000	12,000	
第10条	介護納付金課税額	所得割率		1.29%	1.44%	
第11条	介護納付金課税額	均等割額		12,000	14,000	
第23条第1項第1号ア	基礎課税額	均等割額	7割軽減	12,600	14,000	均等割額から減額する額
第23条第1項第1号イ(ア)	基礎課税額	平等割額	7割軽減	15,400	16,800	平等割額から減額する額
第23条第1項第1号イ(イ)	基礎課税額	平等割額（特定世帯）	7割軽減	7,700	8,400	平等割額(特定世帯)から減額する額
第23条第1項第1号イ(ウ)	基礎課税額	平等割額（特定継続世帯）	7割軽減	11,550	12,600	平等割額(特定継続世帯)から減額する額
第23条第1項第1号ウ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	7割軽減	7,700	8,400	均等割額から減額する額
第23条第1項第1号エ	介護納付金課税額	均等割額	7割軽減	8,400	9,800	均等割額から減額する額
第23条第1項第2号ア	基礎課税額	均等割額	5割軽減	9,000	10,000	均等割額から減額する額
第23条第1項第2号イ(ア)	基礎課税額	平等割額	5割軽減	11,000	12,000	平等割額から減額する額
第23条第1項第2号イ(イ)	基礎課税額	平等割額（特定世帯）	5割軽減	5,500	6,000	平等割額(特定世帯)から減額する額
第23条第1項第2号イ(ウ)	基礎課税額	平等割額（特定継続世帯）	5割軽減	8,250	9,000	平等割額(特定継続世帯)から減額する額
第23条第1項第2号ウ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	5割軽減	5,500	6,000	均等割額から減額する額
第23条第1項第2号エ	介護納付金課税額	均等割額	5割軽減	6,000	7,000	均等割額から減額する額
第23条第1項第3号ア	基礎課税額	均等割額	2割軽減	3,600	4,000	均等割額から減額する額
第23条第1項第3号イ(ア)	基礎課税額	平等割額	2割軽減	4,400	4,800	平等割額から減額する額
第23条第1項第3号イ(イ)	基礎課税額	平等割額（特定世帯）	2割軽減	2,200	2,400	平等割額(特定世帯)から減額する額
第23条第1項第3号イ(ウ)	基礎課税額	平等割額（特定継続世帯）	2割軽減	3,300	3,600	平等割額(特定継続世帯)から減額する額
第23条第1項第3号ウ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	2割軽減	2,200	2,400	均等割額から減額する額
第23条第1項第3号エ	介護納付金課税額	均等割額	2割軽減	2,400	2,800	均等割額から減額する額
第23条第2項第1号ア	基礎課税額	均等割額	7割軽減	2,700	3,000	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第1号イ	基礎課税額	均等割額	5割軽減	4,500	5,000	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第1号ウ	基礎課税額	均等割額	2割軽減	7,200	8,000	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第1号エ	基礎課税額	均等割額		9,000	10,000	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第2号ア	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	7割軽減	1,650	1,800	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第2号イ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	5割軽減	2,750	3,000	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第2号ウ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額	2割軽減	4,400	4,800	未就学児均等割額軽減
第23条第2項第2号エ	後期高齢者支援金等課税額	均等割額		5,500	6,000	未就学児均等割額軽減

2. 刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するもの

条文	改正内容
第26条第1項第4号	減免規定の新設
第26条第2項	被保険者が刑事施設等に収監されているときはやむを得ない理由があると認め、刑事施設等を出所した後に減免申請をできるようにするため、ただし書を加えます。

木更津市国民健康保険 定点調査資料

1. 君津4市国民健康保険特別会計予算状況

市 名			木更津市			君津市			富津市			袖ヶ浦市			
項 目		項番	令和7年度	令和6年度	増 減	令和7年度	令和6年度	増 減	令和7年度	令和6年度	増 減	令和7年度	令和6年度	増 減	
加入状況	世 帯 数	1	14,943世帯	15,372世帯	△429世帯	10,492世帯	10,887世帯	△395世帯	5,466世帯	5,704世帯	△238世帯	7,536世帯	7,967世帯	△431世帯	
	被保険者数	2	22,249人	24,365人	△2,116人	15,141人	15,979人	△838人	8,278人	8,782人	△504人	10,859人	12,025人	△1,166人	
	うち40～64歳	3	7,428人	7,649人	△221人	4,578人	4,738人	△160人	2,768人	2,883人	△115人	3,450人	3,698人	△248人	
繰入金等の状況	一般会計繰入	保険基盤安定	4	530,775千円	563,605千円	△32,830千円	343,549千円	358,722千円	△15,173千円	222,676千円	224,128千円	△1,452千円	262,459千円	245,924千円	16,535千円
		未就学児均等割保険税	5	4,661千円	5,095千円	△434千円	2,495千円	2,729千円	△234千円	2,161千円	2,105千円	56千円	2,505千円	2,010千円	495千円
		産前産後保険税	6	1,945千円	1,433千円	512千円	2,430千円	601千円	1,829千円	241千円	105千円	136千円	1,373千円	700千円	673千円
		職員給与費等	7	230,183千円	226,432千円	3,751千円	233,762千円	197,144千円	36,618千円	175,686千円	156,150千円	19,536千円	135,394千円	128,754千円	6,640千円
		出産育児一時金	8	35,000千円	26,667千円	8,333千円	12,000千円	15,000千円	△3,000千円	5,334千円	5,334千円	0千円	13,334千円	12,667千円	667千円
		財政安定化	9	38,042千円	37,707千円	335千円	30,999千円	28,246千円	2,753千円	18,610千円	29,800千円	△11,190千円	18,619千円	18,671千円	△52千円
		法定外繰入金	10	0千円	0千円	0千円	41,050千円	48,349千円	△7,299千円	0千円	0千円	0千円	28,501千円	30,332千円	△1,831千円
		うち税補填	11	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	計	12	840,606千円	860,939千円	△20,333千円	666,285千円	650,791千円	15,494千円	424,708千円	417,622千円	7,086千円	462,185千円	439,058千円	23,127千円	
	基金繰入金	13	224,983千円	342,605千円	△117,622千円	140,000千円	170,000千円	△30,000千円	177,418千円	203,564千円	△26,146千円	0千円	175,986千円	△175,986千円	
	その他繰入金	14	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
	繰入金合計	15	1,065,589千円	1,203,544千円	△137,955千円	806,285千円	820,791千円	△14,506千円	602,126千円	621,186千円	△19,060千円	462,185千円	615,044千円	△152,859千円	
歳入・歳出予算額	16	11,667,000千円	12,078,000千円	△411,000千円	8,380,000千円	8,670,000千円	△290,000千円	5,326,000千円	5,478,000千円	△152,000千円	5,973,000千円	6,112,000千円	△139,000千円		
1人当たりの療養諸費	療養給付費	17	304,824円	291,726円	13,098円	323,735円	322,673円	1,062円	389,224円	375,769円	13,455円	333,051円	302,655円	30,396円	
	療養費	18	2,202円	1,847円	355円	1,303円	1,393円	△90円	2,658円	2,619円	39円	1,980円	1,787円	193円	
	計	19	307,026円	293,573円	13,453円	325,038円	324,066円	972円	391,882円	378,388円	13,494円	335,031円	304,442円	30,589円	
その他の保険給付費	出産育児一時金	20	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円	
	葬祭費	21	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円	
事業費等納付金	医療給付費分	22	2,224,827千円	2,265,486千円	△40,659千円	1,494,926千円	1,535,304千円	△40,378千円	843,460千円	911,107千円	△67,647千円	1,020,615千円	1,110,494千円	△89,879千円	
	後期高齢者支援金分	23	818,096千円	846,304千円	△28,208千円	544,635千円	562,751千円	△18,116千円	293,523千円	312,781千円	△19,258千円	378,380千円	420,292千円	△41,912千円	
	介護納付金分	24	271,612千円	284,052千円	△12,440千円	165,392千円	168,706千円	△3,314千円	97,785千円	104,979千円	△7,194千円	121,521千円	135,813千円	△14,292千円	
	合 計	25	3,314,535千円	3,395,842千円	△81,307千円	2,204,953千円	2,266,761千円	△61,808千円	1,234,768千円	1,328,867千円	△94,099千円	1,520,516千円	1,666,599千円	△146,083千円	
国民健康保険税の状況	調定額	医療給付費分	26	1,716,119千円	1,686,449千円	29,670千円	1,136,720千円	1,175,855千円	△39,135千円	568,752千円	600,480千円	△31,728千円	930,198千円	838,848千円	91,350千円
		後期高齢者支援金分	27	514,292千円	496,554千円	17,738千円	323,317千円	304,854千円	18,463千円	194,308千円	204,877千円	△10,569千円	330,810千円	256,263千円	74,547千円
		介護納付金分	28	160,126千円	145,340千円	14,786千円	99,124千円	93,304千円	5,820千円	75,807千円	78,124千円	△2,317千円	117,861千円	90,608千円	27,253千円
		小 計	29	2,390,537千円	2,328,342千円	62,195千円	1,559,161千円	1,574,013千円	△14,852千円	838,867千円	883,481千円	△44,614千円	1,378,869千円	1,185,719千円	193,150千円
	一人当たり調定額	医療給付費分	30	77,132円	69,216円	7,916円	75,076円	73,588円	1,488円	68,706円	68,376円	330円	85,661円	69,759円	15,902円
		後期高齢者支援金分	31	23,115円	20,380円	2,735円	21,354円	19,078円	2,276円	23,473円	23,329円	144円	30,464円	21,311円	9,153円
		介護納付金分	32	21,557円	19,001円	2,556円	21,652円	19,693円	1,959円	27,387円	27,098円	289円	34,163円	24,502円	9,661円
		小 計	33	121,804円	108,597円	13,207円	118,082円	112,359円	5,723円	119,566円	118,803円	763円	150,288円	115,572円	34,716円
	世帯当たり調定額	医療給付費分	34	114,844円	109,709円	5,135円	108,342円	108,005円	337円	104,053円	105,273円	△1,220円	123,434円	105,290円	18,144円
		後期高齢者支援金分	35	34,417円	32,302円	2,115円	30,816円	28,002円	2,814円	35,548円	35,918円	△370円	43,897円	32,166円	11,731円
		介護納付金分	36	10,716円	9,455円	1,261円	9,448円	8,570円	878円	13,869円	13,696円	173円	15,640円	11,373円	4,267円
		小 計	37	159,977円	151,466円	8,511円	148,606円	144,577円	4,029円	153,470円	154,887円	△1,417円	182,971円	148,829円	34,142円

2. 君津4市国民健康保険税率改定状況

		医療保険分				後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割率	均等割額	平等割額	限度額	所得割率	均等割額	限度額	所得割率	均等割額	限度額
木更津市	2019 (R1)	8.01%	20,000	24,000	610,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000
	2020 (R2)	8.01%	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000
	2021 (R3)	8.01%	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000
	2022 (R4)	8.01%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	200,000	1.10%	10,000	170,000
	2023 (R5)	8.01%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	220,000	1.10%	10,000	170,000
	2024 (R6)	8.10%	18,000	22,000	650,000	1.99%	11,000	240,000	1.29%	12,000	170,000
	2025 (R7)	8.10%	20,000	24,000	660,000	2.13%	12,000	260,000	1.44%	14,000	170,000
君津市	2019 (R1)	7.30%	20,000	24,000	610,000	1.80%	10,000	190,000	1.80%	9,900	160,000
	2020 (R2)	7.30%	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.80%	9,900	170,000
	2021 (R3)	7.30%	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.80%	9,900	170,000
	2022 (R4)	7.30%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	200,000	1.80%	9,900	170,000
	2023 (R5)	7.30%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	220,000	1.80%	9,900	170,000
	2024 (R6)	7.30%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	240,000	1.80%	9,900	170,000
	2025 (R7)	7.43%	21,000	25,000	660,000	1.98%	12,000	260,000	1.94%	10,000	170,000
富津市	2019 (R1)	6.60%	36,000	—	610,000	2.20%	8,000	190,000	2.00%	8,000	160,000
	2020 (R2)	6.60%	36,000	—	630,000	2.20%	8,000	190,000	2.00%	8,000	170,000
	2021 (R3)	6.60%	36,000	—	630,000	2.20%	8,000	190,000	2.00%	8,000	170,000
	2022 (R4)	6.60%	36,000	—	650,000	2.20%	8,000	200,000	2.00%	8,000	170,000
	2023 (R5)	6.90%	39,000	—	650,000	2.40%	13,000	220,000	2.40%	14,000	170,000
	2024 (R6)	6.90%	39,000	—	650,000	2.40%	13,000	240,000	2.40%	14,000	170,000
	2025 (R7)	6.90%	39,000	—	660,000	2.40%	13,000	260,000	2.40%	14,000	170,000
袖ヶ浦市	2019 (R1)	6.40%	18,000	22,000	610,000	1.70%	10,500	190,000	1.20%	12,500	160,000
	2020 (R2)	6.40%	18,000	22,000	630,000	1.70%	10,500	190,000	1.20%	12,500	170,000
	2021 (R3)	6.40%	18,000	22,000	630,000	1.70%	10,500	190,000	1.20%	12,500	170,000
	2022 (R4)	6.90%	18,000	22,000	650,000	1.95%	10,500	200,000	1.60%	12,500	170,000
	2023 (R5)	6.90%	18,000	22,000	650,000	1.95%	10,500	220,000	1.60%	12,500	170,000
	2024 (R6)	7.50%	20,000	24,000	650,000	2.60%	14,000	240,000	2.40%	16,000	170,000
	2025 (R7)	7.50%	20,000	24,000	660,000	2.60%	14,000	260,000	2.40%	16,000	170,000

※富津市及び袖ヶ浦市は、6月市議会に提案予定

3. 調定額と繰入金の状況

年度	区分	年間平均 世帯数 (※1)	年間平均 被保険者数 (※1)	調 定 額			一般会計繰入金								財政調整基金繰入金			繰入金 合 計
				現年課税 調定額	1世帯あたり 調定額	1人あたり 調定額	一般会計 (法定外繰入)	保険基盤	未就学児 均等割軽減 (R4.4～)	産前産後軽減 (R6.1～)	職員給与費等	出産育児諸費	財政安定化 支援事業	小 計	繰入額	1世帯あたり	1人あたり	
		世帯	人	千円	円	円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	千円
平成30年度	一般	—	30,552	2,981,777	—	97,597												
	退職	—	161	15,442	—	95,913												
	計	19,705	30,713	2,997,219	152,104	97,588	0	606,479	—	—	228,382	29,205	34,677	898,743	205,084	10,408	6,677	1,103,827
令和元年度	一般	—	29,095	2,847,130	—	97,856												
	退職	—	26	2,317	—	89,115												
	計	19,043	29,121	2,849,447	149,632	97,849	0	594,823	—	—	218,907	19,598	37,517	870,845	4,616	242	159	875,461
令和2年度	一般	—	28,176	2,744,079	—	97,391												
	退職	—	2	80	—	40,000												
	計	18,660	28,178	2,744,159	147,061	97,387	0	584,085	—	—	212,566	19,306	39,245	855,202	0	0	0	855,202
令和3年度	一般	—	27,392	2,699,179	—	98,539												
	退職	—	1	49	—	49,000												
	計	18,307	27,393	2,699,228	147,442	98,537	0	582,159	—	—	208,799	21,832	39,340	852,130	0	0	0	852,130
令和4年度	一般	—	26,192	2,710,230	—	103,475												
	退職	—	0	0	—	—												
	計	17,754	26,192	2,710,230	152,655	103,475	0	583,575	5,094	—	199,643	18,200	38,779	845,291	0	0	0	845,291
令和5年度	一般	—	24,612	2,445,846	—	99,376												
	退職	—	0	0	—	—												
	計	16,921	24,612	2,445,846	144,545	99,376	0	563,605	5,094	188	217,590	16,257	37,706	840,440	295,695	17,475	12,014	1,136,135
R6 決算 見込 (※2)	一般	—	23,397	2,447,487	—	104,607												
	退職	—	0	0	—	—												
	計	16,320	23,397	2,447,487	149,969	104,607	0	530,775	4,661	1,945	208,872	30,000	38,042	814,295	176,844	10,836	7,558	991,139
R7予算 (※2・※3)		15,733	22,249	2,249,163	142,958	101,091	0	530,775	4,661	1,945	230,183	35,000	38,042	840,606	224,983	14,300	10,112	1,065,589

※1 年間平均世帯数及び年間平均被保険者数は、各年3月から翌2月までの国民健康保険事業月報より算出している。

※2 令和6年度は令和7年3月31日時点の各数値、令和7年度は当初予算額としている。

※3 令和6年度をもって退職者医療制度が廃止されたため、令和7年度から退職者医療制度に係る歳入歳出予算を廃止した。

○財政調整基金の状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(※4)
初残高	4,132,150	636,379	94,119,935	179,609,327	371,068,071	555,908,672	482,772,118	408,307,761
積立額	201,588,229	98,099,556	85,489,392	191,458,744	184,840,601	222,558,446	102,379,643	0
取崩額	205,084,000	4,616,000	0	0	0	295,695,000	176,844,000	224,983,000
増減額	△ 3,495,771	93,483,556	85,489,392	191,458,744	184,840,601	△ 73,136,554	△ 74,464,357	△ 224,983,000
年度末	636,379	94,119,935	179,609,327	371,068,071	555,908,672	482,772,118	408,307,761	183,324,761

※4 令和7年度は当初予算額を計上している。

4. 年度別給付額等一覧表

単位：千円

年 度	療養給付費 保険者負担金		療養費 保険者負担金		高額療養費 保険者負担金		高額介護合算療養費 保険者負担金		合計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
平成30年度	7,657,172	—	49,443	—	1,028,849	—	1,359	—	8,736,823	—
令和元年度	7,495,807	97.89%	55,617	112.49%	1,038,342	100.92%	1,759	129.43%	8,591,525	98.34%
令和2年度	7,284,932	97.19%	51,322	92.28%	1,051,477	101.26%	1,682	95.62%	8,389,413	97.65%
令和3年度	7,503,719	103.00%	45,210	88.09%	1,090,429	103.70%	1,250	74.32%	8,640,608	102.99%
令和4年度	7,282,508	97.05%	47,316	104.66%	1,057,640	96.99%	1,936	154.88%	8,389,400	97.09%
令和5年度	7,010,574	96.27%	54,241	114.64%	1,038,391	98.18%	1,720	88.84%	8,104,926	96.61%
令和6年度 (決算見込)	6,711,034	95.73%	47,629	87.81%	1,006,940	96.97%	1,797	104.48%	7,767,400	95.84%
令和7年度 (当初予算)	6,782,021	101.06%	49,000	102.88%	1,005,000	99.81%	2,000	111.30%	7,838,021	100.91%

5. 国民健康保険税率及び軽減判定所得の改定状況

(限度額・軽減判定所得は政令改正に合わせた改正)

年 度	税 率											軽減判定所得		
	医療保険分					後期高齢者支援金分			介護保険分			(低所得世帯の均等割・平等割を軽減)		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	6割軽減	4割軽減	—
2007年度 時点	7.80%	26.00%	22,000	26,000	560,000	—	—	—	1.00%	9,000	90,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	—
2008年度 (H20年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	470,000	1.80%	10,000	120,000	1.10%	10,000	90,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	—
2009年度 (H21年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	470,000	1.80%	10,000	120,000	1.10%	10,000	100,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	—
2010年度 (H22年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	500,000	1.80%	10,000	130,000	1.10%	10,000	100,000	7割軽減	5割軽減	2割軽減
												33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2011年度 (H23年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	510,000	1.80%	10,000	140,000	1.10%	10,000	120,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2012年度 (H24年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	510,000	1.80%	10,000	140,000	1.10%	10,000	120,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2013年度 (H25年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	510,000	1.80%	10,000	140,000	1.10%	10,000	120,000	33万円以下	33万円＋ {24.5万円×(被保険者数－世帯主)} 以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2014年度 (H26年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	510,000	1.80%	10,000	160,000	1.10%	10,000	140,000	33万円以下	33万円＋ (24.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (45万円×被保険者数)以下
2015年度 (H27年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	520,000	1.80%	10,000	170,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (26万円×被保険者数)以下	33万円＋ (47万円×被保険者数)以下
2016年度 (H28年度)	7.32%	16.00%	20,000	24,000	540,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (26.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (48万円×被保険者数)以下
2017年度 (H29年度)	7.66%	8.00%	20,000	24,000	540,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (27万円×被保険者数)以下	33万円＋ (49万円×被保険者数)以下
2018年度 (H30年度)	8.01%	—	20,000	24,000	580,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (27.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (50万円×被保険者数)以下
2019年度 (R1年度)	8.01%	—	20,000	24,000	610,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (28万円×被保険者数)以下	33万円＋ (51万円×被保険者数)以下
2020年度 (R2年度)	8.01%	—	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000	33万円以下	33万円＋ (28.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (52万円×被保険者数)以下
2021年度 (R3年度)	8.01%	—	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (52万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2022年度 (R4年度)	8.01%	—	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	200,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ (29万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (52万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2023年度 (R5年度)	8.01%	—	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	220,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ (29.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (29.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (53.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2024年度 (R6年度)	8.10%	—	18,000	22,000	650,000	1.99%	11,000	240,000	1.29%	12,000	170,000	43万円＋ (29.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (29.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (54.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2025年度 (R7年度)	8.10%	—	20,000	24,000	660,000	2.13%	12,000	260,000	1.44%	14,000	170,000	43万円＋ (30.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (30.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋ (56万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下

6. 課税所得金額及び課税総額の推移

(単位：千円)

年 度	医療分		後期分		介護分		合計
	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税総額
平成30年度	30,069,916	2,247,376	30,069,916	569,650	12,172,378	155,592	2,972,618
令和元年度	28,775,339	2,137,684	28,775,339	537,035	11,634,220	145,793	2,820,512
令和2年度	28,046,013	2,069,273	28,046,013	516,593	11,243,372	139,065	2,724,931
令和3年度	28,518,476	2,036,774	28,518,476	508,759	10,930,403	135,771	2,681,304
令和4年度	30,515,668	2,055,156	30,515,668	512,877	11,842,820	140,784	2,708,817
令和5年度	27,985,879	1,837,194	27,985,879	459,795	10,587,184	124,183	2,421,172
令和6年度	27,881,965	1,775,006	27,881,965	500,242	10,549,476	147,828	2,423,076

※決算時…3月31日時点のシステムから出力される調定表を基に数値を入力